

平成21年5月3日現在

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2005～2008

課題番号：17390153

研究課題名（和文）

医療テクノロジー及び市場経済による人体商品化現象の解明を行う学際的・総合的研究

研究課題名（英文）

An interdisciplinary and comprehensive study that analyzes the phenomenon of the commodification of the human body that has resulted from medical technologies and the market economy

研究代表者

粟屋 剛（AWAYA TSUYOSHI）

岡山大学・大学院医歯薬学総合研究科・教授

研究者番号：20151194

研究成果の概要：

本研究プロジェクトでは人体商品化現象について学際的・総合的に考察してきた。その結果、次のような結論に到達した。「人体商品化は人間の尊厳を間接的にはあれ侵害するものであるから倫理的に問題がある。しかし、その一方で、人体商品化はきわめて有用である。したがって、利益衡量が許されるなら、人体商品化は「倫理的に正しい」とまではいえないが、「倫理的に容認される」範囲に入るといってよい（倫理評価4段階説）。そうだとすれば、人体商品化は立法によって禁止されるべきであるとまではいえない。」

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	4,100,000	0	4,100,000
2006年度	3,100,000	0	3,100,000
2007年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2008年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
年度			
総計	14,400,000	2,160,000	16,560,000

研究分野：生命倫理学

科研費の分科・細目：境界医学・医療社会学

キーワード：人体商品化、人体資源化、人体所有権、臓器売買、臓器移植、自己決定、
生命倫理

1. 研究開始当初の背景

移植用ヒト組織や研究用臓器の商品化に代表される「人体商品化」はきわめて現代的な現象であるが、この人体商品化現象についてのまとまった考察はこれまでなされて来な

った。粟屋は本研究プロジェクト以前に、1990年代前半からの種々の調査・研究によって、人体商品化についてすでに以下の数点を明らかにしていた。本研究プロジェクトはこれらを土台とするものである。

(1) 人体は「物」化→部品化→資源化→商品化の過程を辿っている。人体商品化は人体資源化の延長線上にある。ここには、医療テクノロジーが人体を資源化し、市場経済がそれを商品化する、という構造がある。

(2) 人間は、これまで自然（土地、天然資源等）や動植物を商品化し、さらには労働力—人体の機能—を商品化してきたが、今、人体構造そのものを商品化し始めた（もちろん、個別に見ると、商品化されていない自然、動植物、労働力、人体構造等があるのは当然である）。市場経済下においては、基本的に、あらゆるものが商品化する（させられる）可能性を持つ。人体も例外ではない。

(3) 現在進行中の広範な人体商品化については、日本を含めて、立法によって禁止している国は見当たらない。すなわち、人体商品化は、黙示的にはあれ、世界的に容認されているといえる。ただし、移植用臓器の売買のみは世界中で立法によって禁止されている。

(4) そもそも、人間の身体部品（パーツ）は潜在的に、経済的、商品的価値を有している。

人工身体部品には当然ながら値段がついているが、このことは、生身の人間の身体部品（パーツ）の経済的、商品的価値を推測せしめるものである。臓器についていえば、例えば人工心臓の存在は、脳死体から採取された心臓の経済的、商品的価値を推測せしめるものである。埋め込み型人工心臓は約1500万円するが、脳死体から採取された本物の心臓は性能的には人工心臓をはるかに上回る。その本物の心臓は少なく見積もっても1500万円の経済的、商品的価値があることになる。もちろん、現実には、各国の臓器移植法が移植用臓器の売買を禁じているので、脳死体から採取された本物の心臓はタダ

(=無償提供) であるが。

なお、移植用心臓弁には値段がついている（すなわち商品になっている）のに移植用心臓そのものには値段がつかない（=臓器売買禁止）、すなわち商品にならないが、ここには論理的整合性はない。現在のところ、心臓弁は冷凍保存できるが心臓そのものは冷凍保存できない（その技術がない）。仮に心臓そのものの冷凍保存技術が完成し長期保存（ストック）が可能になれば、冷凍保存費など名目は何であれ、ほぼ必然的に値段がついてくる（値段をつけざるを得なくなる）と考えられる。

(5) 人体商品化はきわめて現代的な現象である。そして、それはテクノロジー—とりわけ医療テクノロジー—及び市場経済の集約点の一つである。現在の医療テクノロジーと市場経済を前提とする限り人体商品化はある意味で、自然の流れである。残念ながら、というべきか、当然に、というべきか、事実として、我々は人体部品が流通する新しい時代に突入しつつある。

2. 研究の目的

医療テクノロジー及び市場経済によって人体が商品化しているが、本研究プロジェクトの目的はその人体商品化現象を学際的・総合的に考察することである。具体的には、人体商品化現象を文明論、医事法、生命倫理などの視点から考察し、それをどう考えるか、また、それにどう対処すべきか、などの点について一定の結論を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

移植用ヒト組織の商品化や臓器売買についての実態調査を行い（とくにフィリピンでは腎臓売却者300人に対して約40項目からなる大規模アンケート調査を行った）、それらに基づいて文明論、医事法、生命倫理など

の視点からの考察を行った。

4. 研究成果

考察の結果、概ね以下のような結論に達した。

現在急速な勢いで進行している人体商品化は基本的に、人体丁重取扱原則違反という媒介項を通して、人間の尊厳を間接的にはあれ、またその程度は別にして、侵害するものであるといえる。ほかに、人体商品化は、人類が長年培ってきた身体に関する倫理観に反する、ひいては、人類の伝統文化を破壊する、などといえる。このような意味で、人体商品化には倫理的に問題がある。しかしながら、その一方で、人体商品化は大変有用であることも事実である。例えば、アメリカ「人体部品」産業が供給（販売）する70万円程度の小さな心臓弁一つで一人の人間の命が救われる。人体の商品化（およびそれに先立つ人体の資源化）は患者ひいては人類への恩恵であり、人類の幸福、福祉に役立つものといえる。

したがって、利益衡量が許されるなら、人体商品化は「倫理的に正しい」とまではいえないが、「倫理的に容認される」範囲に入るといってよい（倫理評価4段階説）。ここでは、「人間の尊厳」という抽象的価値よりも商品化したヒト組織等を使用して目の前の患者が救命ないし延命され、生活の質が改善されることの方が優先される、という価値判断—功利主義的価値判断—が行われることになる（この場合、「人間の尊厳」も功利計算に入っているということになる）。

このように考えるならば、結論的には、人体商品化は立法によって禁止されるべきであるとまではいえない。また、そうだとすれば、我々には、人間の身体を持つ意味の変容に応じて新しい身体観が必要とされる、という認識が必要である。そして、我々は、いず

れ、そのような新しい身体観にふさわしい新しい規範を用意する必要がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計4件）

①栗屋 剛「人体商品化論—人体商品化は立法によって禁止されるべきか—」甲斐克則編『ポストゲノム社会と医事法（講座医事法第1巻）』（信山社）2009年7月出版予定 [査読：無(依頼論文)]

②Awaya T., Takagi M, "Is the Use of So Called Restored Kidneys for Transplantation Ethically Unjustified?", *Biomedical Law & Ethics*, Vol. 3, No. 1, pp. 69-80, 2009 [査読：有]

③栗屋 剛「病腎移植の「医学的妥当性」と患者の自己決定—生命倫理の視点から—」成人病と生活習慣病第37巻第12号（2007年）1333—1337頁 [査読：無(依頼論文)]

④栗屋 剛「アジア諸国における生体臓器の提供・移植に関する法制」法律時報第79巻第10号（2007年）71—75頁 [査読：無(依頼論文)]

〔学会発表〕（計7件）

①Awaya T., "Are Organs Commodities?", Symposium: Diversity and Universality of Medicine, Culture and Religion on Facing Death and Dying: Interdisciplinary Research in Eastern Asia, June 29, 2008 (Osaka, Japan)

②Awaya T., "The Commodification of Human Body and Its ELSI," International Symposium of Medical Law against Post-Genome Age: In Commemoration of the Fiftieth Anniversary of Comparative Law

Institute at Waseda University, June 28, 2008 (Tokyo, Japan)

③Awaya, T., "Is the Human Body a Commodity?", UNESCO Workshop at the University of the Philippines, April 25, 2008 (Manila, the Philippines)

④Awaya, T., "International Symposium on 'Organ Trade', Why Now?", International Symposium: The Ethical, Legal and Social Challenge of the Organ Trade In Asia: Current Trends, Future Prospects [Kyushu University Understanding Asia Seminar], May 27, 2007 (Fukuoka, Japan)

⑤Awaya, T., "Is It Morally Acceptable to Use a Cancerous Kidney for Transplantation?", 8th Asian Conference of Bioethics, Mar. 19, 2007 (Bangkok, Thailand)

⑥Awaya, T., "Bioethics and Law in Japan: Why Is the Transplant So Stagnant in Japan?", China, Korea and Japan Joint Symposium: In Search of New Cooperation and Sub-Regional Identities [Kyushu University Asia Center Symposium], Feb. 2, 2007 (Fukuoka, Japan)

⑦Awaya, T., "The Human Body as a Commodity?", Human Cells and Tissues for Transplantation: An International Symposium on Ethical and Policy Issues" [Co-sponsorship of the University of Zurich and WHO], Jul. 17, 2006 (Zurich, Switzerland)

[図書] (計3件)

①粟屋 剛『生命倫理と医療倫理 改訂2版』(伏木信次・榎則章・霜田求編、金芳堂、2008年、全245頁) <粟屋は「ヒト組織・

細胞等をめぐる社会的、法的、倫理的問題」を執筆(140-148頁)。>

②粟屋 剛『医事法判例百選』(宇都木伸、町野朔、平林勝政、甲斐克則編、有斐閣、2006年、全242頁) <粟屋は「腎臓移植ドナーの承諾のない心停止前のカテーテル挿入行為—関西医科大学病院事件」(94-95頁)を執筆>

③粟屋 剛『実務 医事法講義』(加藤良夫編、民法研究会、2005年、全694頁) <粟屋は「生命倫理総説」(267-276頁)及び「脳死と臓器移植」(294-308頁)を執筆。>

[その他]

朝日新聞オピニオン欄2006年11月24日、朝日新聞「ひと」欄2007年6月7日ほかに研究関連記事掲載。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

粟屋 剛 (AWAYA TSUYOSHI)

岡山大学・大学院医歯薬学総合研究科・教授

研究者番号：20151194

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

加茂 直樹 (KAMO NAOKI)

京都女子大学・現代社会学部・教授

研究者番号：10027691

霜田 求 (SHIMODA MOTOMU)

大阪大学・大学院医学系研究科・准教授

研究者番号：90243138

佐藤 純一 (SATOU JUNICHI)

高知大学・医学部・教授

研究者番号：70295377

許 南浩 (HOU NANHO)

岡山大学・大学院医歯薬学総合研究科・教授

研究者番号：70173573

長田 浩 (OSADA HIROSHI)

兵庫県立大学・看護学部・准教授

研究者番号：60316049

星野 浩 (HOSHINO SHIN)

山口大学・医学部・講師

研究者番号：00259649